

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局（環境局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。なお、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、区役所のうち保健福祉センター公害対策室及び保健予防課については対象から除外した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
環境局	総務課、職員課	
	環境企画部	環境企画課、低炭素都市推進課
	地域環境対策部	地域環境対策課、大気環境対策課、公害保健課、環境科学調査センター
	ごみ減量部	減量推進室、資源化推進室
	事業部	作業課、廃棄物指導課、環境事業所（西、中、南、緑）
	施設部	施設課、処分場、工場課、猪子石工場、富田工場
区役所（港区）	区政部	地域力推進室
財政局	契約部	契約課

第3 監査の着眼点

- 1 環境に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- 2 補助事業が効率的かつ効果的に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか
- 4 内部統制が十分に機能しているか

第4 監査の実施内容

- 1 実施時期
令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで
- 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 公用車の自動車検査証の記載事項の変更について（財産管理事務）

道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）によると、自動車は有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならないとされている。この自動車検査証の記載事項の一つに、使用の本拠の位置が定められており、自動車を運行の用に供する場合において拠点として使用し、かつ、点検、整備等自動車の使用を管理する場所とされている。

また、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があった場合、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならないとされている。

作業課では、環境事業所等に配置されている車両 279台について、自動車検査証の記載事項における変更等の手続を行っている。当該公用車の管理状況を確認したところ、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置と実際の管理場所が異なっている車両が29台見受けられた。

平成29年 9月11日に公表した環境局に対する監査結果においても同様の事例

を指摘したところであり、その後作業課において、手続漏れを無くすためにマニュアルを作成するなど改善を図るよう努めたところではあるが、業務繁忙等を理由に適正な手続が実施されていなかった。

作業課においては、単なる手続の遅れというだけでなく、法令に違反する事例であると重く受け止め、道路運送車両法に基づき自動車検査証の記載事項の変更手続を適正に行われたい。(作業課)

なお、作業課においては、自動車検査証の記載事項の変更手続が完了し、必要な措置が講じられた。

(2) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、USBメモリを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなどの相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

環境局における外部記録媒体利用基準（以下「利用基準」という。）では、管理簿による外部記録媒体の種類、数等の把握や利用簿による利用者、利用目的等の確認、棚卸し実施状況の記録など、各所属において外部記録媒体を適切に管理・利用するための手続を定めている。

利用基準に基づく外部記録媒体の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 管理簿への記載に漏れがあったもの (南環境事業所)

イ 廃棄された外部記録媒体について、管理簿への廃棄の旨の記載に漏れがあったもの (緑環境事業所)

ウ 利用簿への利用の都度の記載に漏れがあったもの (作業課、南環境事業所)

エ 月に 1 回の棚卸しを適切に行っていなかったもの (地域環境対策課、南環境事業所)

今回の監査において、管理簿や利用簿への記載漏れなど、外部記録媒体の基本的な管理が行われていない事例が見受けられた。各所属においては、利用基

準に従い外部記録媒体を適正に管理されたい。

なお、各所属においては、適正な管理方法に改められ、必要な措置が講じられた。

(3) 機密情報の保護及び管理の方法について（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされており、機密情報が記録されている文書その他のものを外部に持ち出す場合等に、情報の漏えいを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長が策定しており、情報に関する定めによると、機密情報が含まれる文書を廃棄する場合は、専用箱に集積し、指定場所で管理の上、廃棄することとされており、機密情報が含まれておらず、かつ、裏面利用のできる文書は、再利用することとされている。

また、機密情報を外部へ持ち出す場合には、機密情報外部持出し等許可簿により許可を受けなければならないとされている。

個人情報等の機密情報の取扱状況について調査したところ、中環境事業所において個人情報が含まれる文書を裏面利用していた事例や個人情報の持出しに際して許可を受けていなかった事例が見受けられた。

中環境事業所においては、情報に関する定めにも再度立ち返り、情報保護に対する意識向上に努めるとともに、機密情報を適正に取り扱われたい。

（中環境事業所）

(4) 労働者派遣法に基づく派遣先管理台帳の作成について（行政運営事務）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）等によると、派遣先は当該派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに労働者派遣法等に定める事項を記載しなければならないとされている。

派遣先は、派遣先管理台帳のうち、労働者派遣法等に定められた事項について、1か月ごとに1回以上、一定の期日を定め、書面等により派遣元事業主に通知しなければならないが、派遣元事業主から請求があったときも、遅滞なく同様に通知するとされている。また、派遣先管理台帳は派遣期間終了後3年間保存することとされている。

令和2年度に労働者派遣契約を締結した事例について調査したところ、猪子石工場が派遣先となっている派遣労働者6名分の派遣先管理台帳が作成されていない事例が見受けられた。

労働者派遣法等に基づき、派遣先管理台帳を作成するとともに、適正に取り扱われたい。(猪子石工場)

なお、猪子石工場においては、派遣先管理台帳が作成され、必要な措置が講じられた。

第6 意見

1 ごみ減量・資源化を支える協働の促進について

本市は、SDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会を実現するため、ごみ減量・資源の循環利用、大気や水環境等の保全、自然環境の保全、地球温暖化防止などの取組を進めており、このうち、ごみの減量と資源化の推進については、環境面における総合的な計画である名古屋市環境基本計画を上位計画として、市域内の一般廃棄物の処理についての基本方針等を定めた名古屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、各種施策を実施している。

平成11年 2月の「ごみ非常事態宣言」以降、本市は市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取組を進めるとともに、発生抑制の取組を進め、大幅にごみ処理量を減らすことができた。しかしながら、資源分別率は平成20年度に低下に転じ、平成23年度に実施したプラスチック製品の分別区分変更（不燃ごみから可燃ごみへ変更）以降さらに低下し、ごみ処理量は平成22年度以降横ばいの状況が続いている。

令和 2年度を目標年度とする第 3次名古屋市環境基本計画において、ごみ処理量の目標値は54万トン、資源分別率の目標値は48%とされているが、ごみ処理量や資源分別率の現状を見ると、ごみ処理量は、直近の10年ではおおむね61～62万トンで推移し、令和 2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の縮小等により58.8万トンであった（図 1参照）。また、資源分別率は低下傾向にあり29.0%であった（図 2参照）。第 3次名古屋市環境基本計画における指標項目であるごみ処理量と資源分別率で目標値を達成できていない状況であり、より一層の取組の推進が必要となっている。

本市では、ごみ減量を推進するため、分かりやすい・分けやすい分別区分の観点から、分別率の低い「紙製容器包装」と「雑がみ」について一括収集化が検討され、令和 2年度に実証実験が実施された。この実証実験において、収集量が増加し、市民からも分別が分かりやすくなったなどの肯定的な意見が得られたため、令和 5年度から分別区分が変更され、「紙製容器包装」と「雑がみ」の一括収集が開始される予定である。また、プラスチックに関しては、現在、「プラスチッ

「プラスチック製容器包装」は資源として、「プラスチック製品」は可燃ごみとして区分されているが、令和 3 年 6 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）が公布され、「プラスチック製容器包装」及び「プラスチック製品」を合わせた「プラスチック資源」の市町村による分別収集・再商品化が掲げられたところであり、今後、本市においてもその対応が求められる。

ごみ減量と資源化の取組を進めるにあたっては、かつての「ごみ非常事態宣言」以降培ってきた市民・事業者との協働の更なる促進が不可欠であり、大量生産・大量消費型ライフスタイルから脱却する「もったいない」という意識啓発、環境教育に努め、ごみも資源も元から減らす発生抑制や再使用を推進するとともに、分別・リサイクルの徹底を図り、持続可能な循環型都市の実現に向け、今後も着実に取組を進められたい。

図 1 ごみ処理量の推移

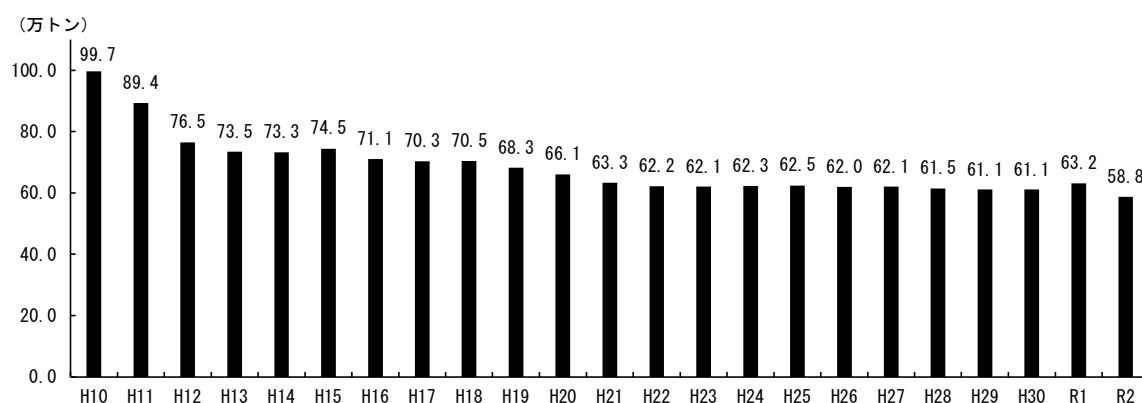
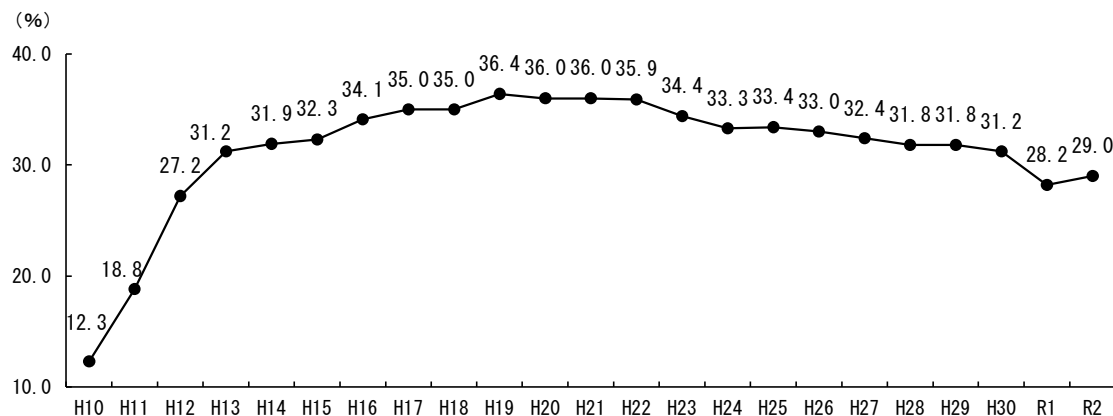


図 2 資源分別率の推移



2 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第 117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）では、国は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画を定めるとされており、各地方公共団体は、この計画に即して地方公共団体実行計画を策定することとされている。

本市では、地方公共団体実行計画として、2018年に低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画及び名古屋市役所環境行動計画2030を策定しており、2030年度までに基準年度である2013年度比で本市の温室効果ガス排出量を27%、最終エネルギー消費量を14%削減する目標を定め、市民生活・事業活動における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大等に重点的に取り組むとともに、本市が市民・事業者率先して環境負荷の低減を推進するため、市施設への再生可能エネルギーの導入促進や照明、空調等への高効率機器の導入等の取組を進めているところである。

環境局による最新の調査結果によると、本市における2018年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比で13%の減少となっている。また、最終エネルギー消費量は、2013年度比で11%減少している。これは気象要因に左右されるところもあるが、環境に配慮した取組による家庭、オフィス・店舗、工場等における電気、燃料使用量の減少や、エコカーの普及によるマイカー、業務用車のガソリン等の使用量の減少などによるものとなっている。

一方、国の動向に目を向けると、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明された。また、2021年 5月に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年の脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられ、同年10月には、新たな削減目標を踏まえて、地球温暖化対策計画が改定されたところである。

この計画の改定を受け、各地方公共団体は国の目標を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、地方公共団体実行計画の策定を進めるところであるが、国の掲げた高い目標を達成することは決して容易ではない。

本市においても市民・事業者に対する住宅・建築物の低炭素化促進・省エネルギー対策への支援や、市施設における太陽光発電設備設置や再生可能エネルギー100%電力の導入等といったこれまでの取組の延長にとどまらず、まちづくりや産業振興を含め、あらゆる分野において脱炭素を前提とした施策の立案・実施が求められることから、市民・事業者に対する一層の支援強化を検討するとともに、環境局が中心となって関係局と連携し、全市的な脱炭素化に向けた施策の推進に取り組まれない。また、市民・事業者が地球温暖化対策として取り組むべき行動が明確となるようわかりやすい周知・普及啓発に努め、脱炭素社会の実現に向けた取組を進められたい。

本市の温室効果ガス排出量の推移

